

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等） 第三十条の三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。</p> <p>（貸金業者に対する意見聴取等） 第三十条の十八 法第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、貸金業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該申請をしようとする者は、全ての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明</p>	<p>（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等） 第三十条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>（貸金業者に対する意見聴取等） 第三十条の十八 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 当該申請をしようとする者は、全ての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明</p>

<p>会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(以下「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>三 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。</p>	<p>会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別紙様式第四号の三から別紙様式第四号の六まで中「㊦」を削る。

別紙様式第十六号中「㊦」を削る。